

⑦欄 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名・フリガナ及び個人番号・区分を記入してください(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者の氏名・フリガナ及び個人番号・区分を記入してください)。

⑧欄 控除対象扶養親族の氏名・フリガナ及び個人番号・区分を記入してください。扶養親族が5人以上の場合は、⑤欄の記入方法を参照してください。

⑨欄 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族(年少扶養親族：H20.1.2以後生)の氏名・フリガナ及び個人番号・区分を記入してください。年少扶養親族が5人以上の場合は、⑤欄の記入方法を参照してください。

※ 住民税の課税計算において必要となります。

⑦～⑨欄共通 非居住者である場合は、「区分」欄に○を付けてください。また、区分欄の○の数と摘要欄に記入した非居住者の合計が、④「非居住者である親族の数」欄の人数と一致するか確認してください。

※ 非居住者とは、控除対象配偶者・配偶者特別控除の対象となる配偶者・控除対象扶養親族・年少扶養親族のうち、国外に居住する対象者のことです。

⑩欄 配偶者に所得がある場合は、「合計所得金額」を記入してください。

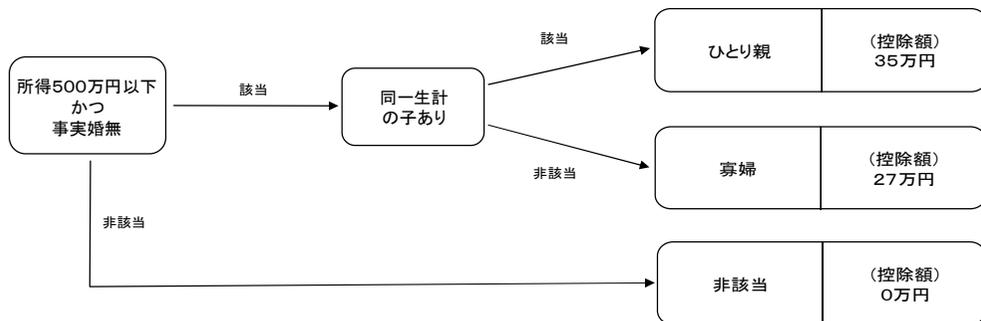
【例】パート収入：1,200,000円の場合、合計所得金額：650,000円となります。

⑪欄 令和5年の途中で就職又は退職された場合は、必ず「就職」又は「退職」欄に○を付け、その年月日を記入してください。前職分給与の合算に必要となります。

⑫欄 給与支払者の個人番号又は法人番号を必ず記入してください。

⑬欄 寡婦控除・ひとり親控除について、本人に該当する項目があれば○を付けてください。

【適用判定フロー図】



⑭欄 基礎控除の額

合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用ができません。

納税者本人の 合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	48万円	32万円	16万円	0円

⑮欄 所得金額調整控除

一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に一定の金額を給与所得の金額から控除(所得金額調整控除)されることとなりました。

対象者	要件	給与からの控除額
給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者	①本人が特別障害に該当する人 ②23歳未満の扶養親族を有する人 ③特別障害者である扶養親族等を有する人 ※いずれかに該当する人	(給与等の収入合計-850万円)×10% ※給与等の収入合計限度額1,000万円 ※1円未満の端数は切り上げ

年末調整においてこの控除の適用を受けようとする給与所得者は、令和5年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、「所得金額調整控除額申告書」を、給与等の支払者に提出する必要があります。

※ 所得金額調整控除は、扶養控除と異なり、いずれか1人の給与所得者にのみ該当するものとみなされないため、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、②又は③の子を有する場合等には、夫婦双方が控除の適用を受けることができます。

◆租税条約により課税の免除を受けるものについて◆

【給与支払報告書への記載】

個人市・県民税の免除を受けようとする場合は、給与支払報告書の⑤「摘要」欄に該当条項を記入してください。(例：日〇租税条約第〇〇条該当)

【個人市・県民税免除の届出】

個人市・県民税の免除を受けようとする場合は、給与支払報告書を提出するほか、源泉徴収義務者(事業主)から下記の書類を毎年提出していただく必要があります。

※ 給与支払報告書を電子申告で提出される事業者も提出が必要です。

- 提出書類・・・租税条約の規定に基づく個人市・県民税の免除に関する届出書
- 添付書類・・・「租税条約に関する届出書」の写し(税務署の受付印があるもの)
- 提出期限・・・毎年3月15日(土、日、祝日、振替休日の場合は翌開庁日)

【留意点】

個人市・県民税の免除を受けるには、上記いずれかの手続が必要となります。所得税と市・県民税の届出方法は異なります。所得税の手続だけでは、市・県民税は免除されない可能性がありますので、御注意ください。なお、届出書は当書類と同封しておりませんので、使用する場合は、黒石市ホームページからダウンロードしていただきますようお願いいたします。また、届出書は市役所税務課窓口にも設置しております。